

羽村市事業者緊急支援助成金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出により、経済活動に影響を受けている市内の事業者の方へ、事業継続と従業員の雇用継続を支援するための助成金を交付します。

●主な対象要件（詳細はお問合せください）

令和3年1月から6月までのいずれかの月において、
1か月あたりの売上高の減少率が、
直近の確定申告を行った事業年度の同月と比較して10%以上であること。

●助成金の額

個人事業主：一律10万円

法人：資本金の額または出資の総額及び市内従業者数を基準とした下表の金額

市内従業者数 資本金等額	市内従業者数			
	50人以下	50人超 100人以下	100人超 300人以下	300人超
1千万円以下	20万円	20万円	30万円	40万円
1千万円超 1億円以下	20万円	30万円	30万円	40万円
1億円超 3億円以下	20万円	30万円	40万円	40万円
3億円超	30万円	40万円	40万円	50万円

※「市内従業者数」とは法人市民税の申告書に記載する羽村市内の事業所の従業者数です。

- 申請期間 令和3年2月1日（月）から令和3年7月30日（金）まで
申請期間内であっても、予算額に達した場合は受付を終了する場合があります。

●申請方法

所定の申請書に必要事項を記載し、必要書類を添付のうえ、
羽村市役所へ郵送にて提出してください。

郵送先：〒205-8601 羽村市産業振興課 事業者緊急支援助成金担当
(所在地記載不要)

●申請書の入手方法

羽村市公式サイトからダウンロードしてください。

<http://www.city.hamura.tokyo.jp/0000014554.html>

※ダウンロードが困難な場合は、羽村市役所西分室 産業振興課、
羽村市役所庁舎1階 案内、羽村市商工会で配布します。

詳しくは羽村市公式サイトをご覧ください。



●問合せ先

羽村市 産業環境部 産業振興課 商工観光係

電話：042-555-1111 内線 655~657

E-mail：s206000@city.hamura.tokyo.jp